

アレルギー対応ガイドライン作成検討会（第2回）

資料1

平成22年11月30日

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (案)

目 次

第1章 総論

アレルギー疾患とは

第2章 保育所におけるアレルギー疾患（実態）

- 1 保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題
- 2 生活管理指導表とその活用について

第3章 アレルギー疾患各論（生活管理表の活用）

- 1 気管支喘息
- 2 アトピー性皮膚炎
- 3 アレルギー性結膜炎
- 4 食物アレルギー・アナフィラキシー
- 5 アレルギー性鼻炎

第4章 食物アレルギーへの対応

- 1 保育所での食物アレルギー対応に関する現状及び問題点
- 2 食物アレルギーへの対応の原則（除去食等の考え方等）
- 3 食物アレルギーの症状
- 4 食物アレルギーの種類のみとめ
- 5 誤食について
- 6 アナフィラキシーが起こったときの対応（エピペンの使用について）

第5章 アレルギー疾患の共通理解と役割

- 1 保育所におけるアレルギー性疾患への対応
- 2 保護者・保育者・保育所・園医等地域の役割
- 3 市町村・都道府県・国の役割
- 4 研修体制のあり方

関係法令等

第1章 総論

1 アレルギー疾患とは

アレルギーという言葉自体は一般用語として広まっているが、その理解は曖昧である。アレルギー疾患を分かりやすい言葉に置き換えて言えば、本来なら反応しなくてもよい無害なものに対する過剰な免疫（めんえき）反応と捉えることができる。

免疫反応は本来、体の中を外敵から守る働きである。体の外には細菌やカビ、ウイルスなどの「敵」がたくさんいるので、放っておくと体の中に入ってきて病気を起こしてしまう、それに対して体を守る働きの重要なものが免疫反応である。相手が本物の「悪者」であればそれを攻撃するのは正しい反応となるが、そうではなく無害な相手に対してまで過剰に免疫反応を起こしてしまうことがある、それがアレルギー疾患の本質とも表現できる。

<体の防御反応が過剰に働く>

例えば、アレルギー症状を引き起こすアレルゲンで最も有名なのはチリダニである。チリダニは生き物なので、生きたままで体の中に入ってきて卵を産んで増えるのであれば、やっつけなくてはいけないので、これは正しい免疫反応といえる。ところがアレルギー疾患で問題になるのはダニの糞やダニが死んだ後の粉、つまり生き物としては悪さをしないものへの反応である。それが人間の体の粘膜に付く、または入ってくると、本来、無害なので放っておけばいいのに、アレルギーの人はそれに対して過剰な免疫反応を起こして逆に体に不利益な状態になってしまう、即ちアレルギー反応を起こす。

~~アレルギー性の鼻炎・花粉症も同様である。外から入ってくる花粉は邪魔者なので、それを排除しようと、まずはくしゃみをして出そうとし、そして鼻水の中にも取り込んで鼻水として出す、あるいは鼻づまりという形で花粉が入ってこないようにする。即ち、くしゃみ、鼻水、鼻づまりは体にとって目的のある有益な反応である。ところがほんの少しの花粉、なんの問題もない量の花粉にも過敏に反応して大量の鼻水を出し、くしゃみ、鼻閉を起こす人がアレルギー性鼻炎患者となる。~~

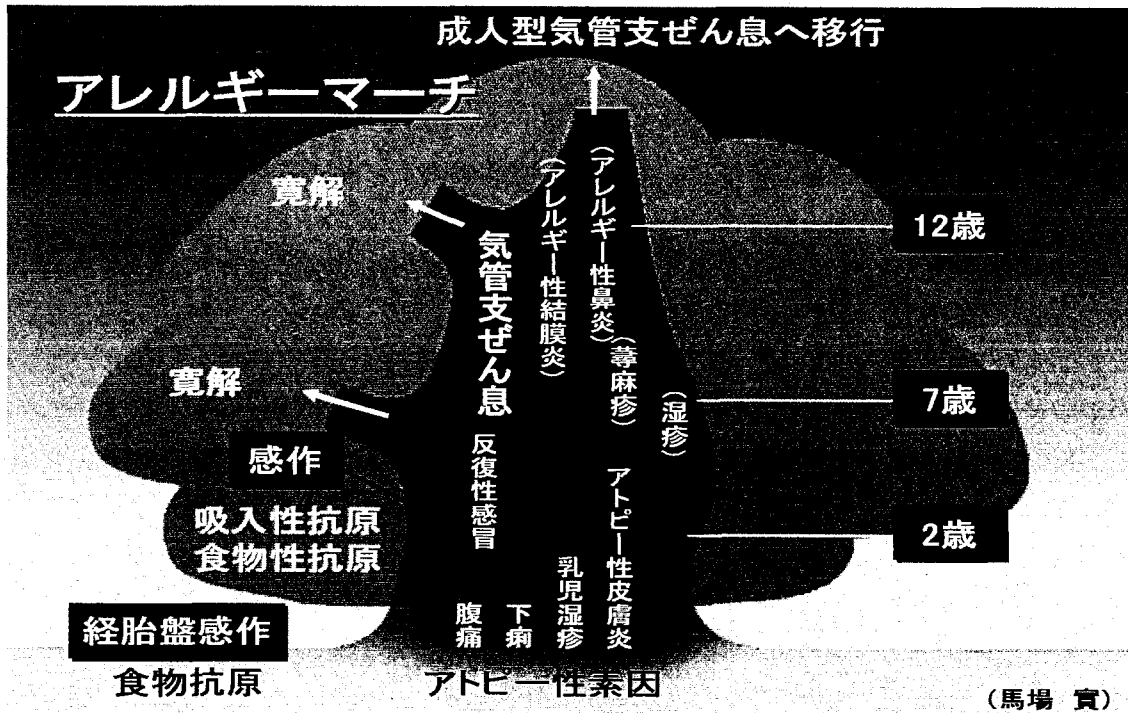
<一人がいろいろなアレルギー疾患を発症>

代表的なアレルギー疾患には、気管支ぜん息、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、アトピー性皮膚炎、加えて最近、特に問題になってきている食物アレルギー、アナフィラキシーなどがある（表1）。また、アレルギー疾患は全身疾患であることが特徴で、小児の場合は、アレルギー疾患をどれか一つだけ発症するケースは少なく、副鼻腔炎、結膜炎、鼻炎、さらに気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎を合併していることが多い。

表1 代表的アレルギー疾患
1. 気管支ぜん息
2. アレルギー性鼻炎(花粉症)
3. アレルギー性結膜炎(花粉症)
4. アトピー性皮膚炎
5. 蕁麻疹(じんましん)
6. (食物アレルギー)
7. (アナフィラキシー)

※6,7は原因抗原(アレルゲン)、症状から分類したもので、1~5の分類とは若干異なる。

「アレルギーマーチ(アレルギーの行進)」というイメージがある(図)。「アレルギーマーチ」とは遺伝的にアレルギーになりやすい素質(アトピー素因)のある人に年齢を経るごとにアレルギー性疾患が次から次へと発症してくる様子を表した言葉である。例えば、父母や兄弟にアレルギーがあるようなアトピー素因がある場合、生まれて、最初に出るアレルギー症状はアトピー性皮膚炎や食物アレルギーが多い。しかしこうした子も1歳半から3歳になるころには、かなり良くなっていく。



ところが今度は「ゼーゼー、ヒューヒュー」という喘鳴^{ぜんめい}を伴った呼吸困難が起き、ぜん息が始まる。食物アレルギーがあって、アトピー性皮膚炎がある乳児の半数程度はぜん息を発症するとも言われている。したがって、アトピー性皮膚炎が軽くなる頃に「ゼーゼー、ヒューヒュー」といった呼吸困難が始まり、「ぜん息ではないか」と診断されることになる。

そしてぜん息の子どもも中学を卒業するころには半分以上が症状が消失するか軽くなる。逆に今度はアレルギー性鼻炎や結膜炎の症状が表に出てくる。

このように、アレルギーの症状が年齢によって変化し、次から次へと発症していくのである。

<関東で増えるスギ・ヒノキ花粉症>

~~最近の特徴として、特に関東ではスギ・ヒノキ花粉症が増えている。戦後から積極的に植林したスギ・ヒノキが成長してきたため、春先に多くの雄花をつけ、乾燥した時に大量のスギ・ヒノキ花粉が飛んでいる。かつてアレルギー性鼻炎や結膜炎はチリダニによるものだったのが、最近はそのだけでなく花粉によって発症する、花粉症としてのアレルギー性鼻炎、結膜炎が増えており、低年齢児でも発症している。~~

~~アレルギー疾患は良くなることも多いが再発することもある。「アレルギーマーチ」とは前述したように行進して別れていってまた途中で合流して進んでいく様子を例えて、アレルギー疾患の発症、軽快の様子を表しており、世界的にも「アレルギーマーチ」と表現されている。もちろん全員がそうなるわけではなく、鼻炎だけの人もいるし、アトピー性皮膚炎だけ、ぜん息だけの人もいるが、典型的にアレルギーをたくさんもっている人は、多くの場合、こうした経過をたどる。~~

<鼻炎、ぜん息、皮膚炎を高率で合併>

それならどれくらいの率で合併しているのか。低年齢の子どもに関するデータは少ないが、国立病院機構相模原病院の海老澤らが、相模原市の3歳と5歳の子どもたち3千人を調査した結果によると、アトピー性皮膚炎、ぜん息、スギ花粉症つまり鼻炎・結膜炎、そして食物アレルギーが低年齢の子どもに多いことが分かっている。

乳幼児のアレルギー疾患でとくに問題になるのは、ぜん息では低年齢発症が多くなり、その診断治療が難しいことであり、アトピー性皮膚炎では食物アレルギーの関与が深いことはわかっているものの、そのメカニズムが未だに解明されていないことである。また、食物アレルギーでの問題は、確実な診断方法が負荷試験（原因と疑われる食物を食べさせて反応をみる試験）しかないこと、多種食物アレルギーでは除去食に多大のエネルギーを要すること、過敏な子は少量の摂取でもアナフィラキシーショックを起こすことがあることである。

このように、乳幼児期のアレルギー疾患は診断、治療が難しく、また、成長とともに大きく変化していくことから十分な知識と、細やかな観察・対応能力を持つことが、乳幼児保育に携わるものには望まれる。

第2章 保育所におけるアレルギー疾患（実態）

1. 保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題

(1) 保育所でのアレルギー疾患の現状

保育園児がかかる主なアレルギー疾患には、乳児期から問題になるアトピー性皮膚炎、食物アレルギー、さらに幼児期から次第に増えるアレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎および気管支ぜん息などがある

これらのアレルギー疾患の中でも、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎および気管支ぜん息は、主治医の保育所生活における注意や指示が明確に示されれば、その指示に従って保育所生活を送ることには大きな問題は起こってこない。

一方、食物アレルギーおよびアトピー性皮膚炎の子どもたちに関しては、「保育所におけるアレルギー対応にかかわる調査研究」（財団法人こども未来財団 平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書 主任研究者：鴨下重彦）によると誤食の事故が、平成20年度1年間に29%の保育所で発生していた。なお、この食物アレルギーの10%程度がアナフィラキシーショックを引き起こす危険性があり、乳幼児の生命を守る観点からも慎重な対応が急がれる。

この調査の中で平成21年度に日本保育園保健協議会が保育所における食物アレルギーに関する全国調査（953保育所、園児105,853人を対象に調査）を行い、年齢別有病率や原因食物などを明らかにし、上記誤食事故の経験例なども集計した。

また、「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」（平成19年 文部科学省アレルギー疾患に関する調査研究委員会）によると、平成16年の小学生の食物アレルギー有病率が2.8%とされているが、保育所では4.9%と高率で、3歳以下では小学生の2倍で、1歳では3倍以上にもなっていた。なお、0歳で7.7%となっているが、0歳児の食物アレルギーは確定診断に至っている児が少なく、問題となる園児は1歳児より多いのが現状である（図1、図2）。

図1. 食物アレルギーの有病率（年齢別）

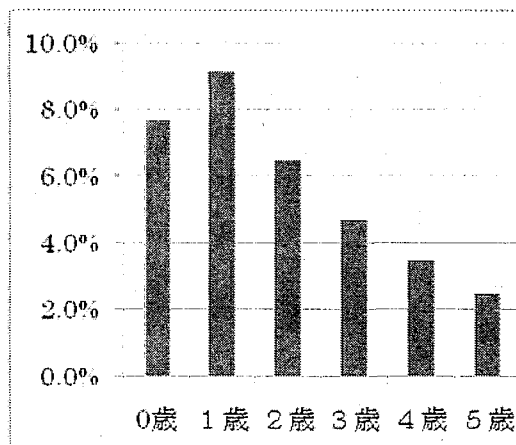
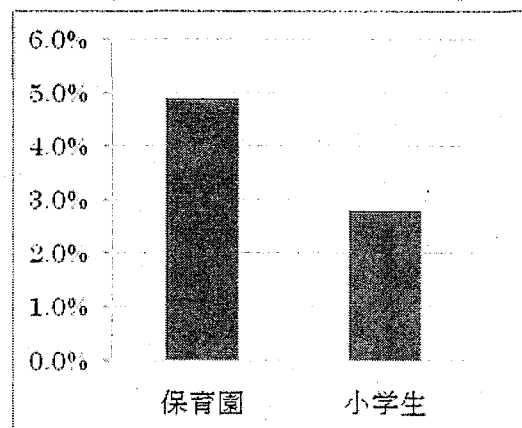
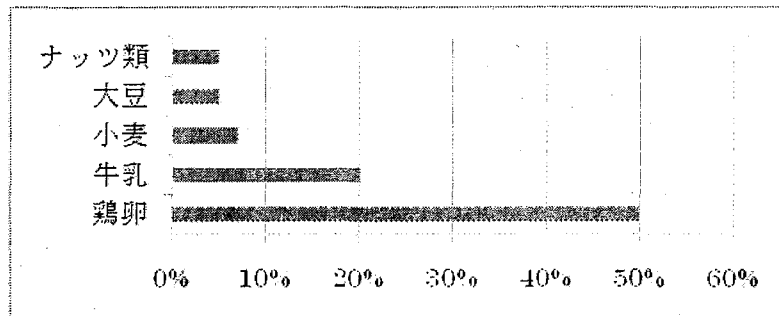


図2. 食物アレルギーの有病率の比較



原因食では圧倒的に鶏卵が多くほぼ50%を占め、つづいて牛乳20%、小麦7%、大豆およびナッツ類5%の順となっていた。(図3)

図3.保育園における食物アレルギーの原因食



(2) 保育所でのアレルギー疾患の課題

- ① アレルギー疾患の乳幼児が保育所にたくさんいる。
- ② アレルギー疾患は専門性の高い分野であり、かつ考え方や治療が近年急速に発達し、変化している。
 - 1) 医療現場でのアレルギー疾患に対する理解度に大きな差がある。
 - ・同一患児であっても、医師によって診断や指導方法が異なり、保育の現場で混乱する原因となる。またそれを、保育所現場で調整することはできない。
 - 2) 全ての嘱託医がアレルギー疾患に必ずしも詳しいわけではない。
- ③ なかでも、食物アレルギーは特殊かつ医療現場や地域での考え方の差が大きい
 - 1) 医師によって診断が異なったり、乳児期には診断が確定しなかったりすることが多く、除去食物の種類が増える傾向がある。
 - 対応困難あるいは問題例は、市町村の委員会等で検討し、より安全な対応策を模索する。
 - 2) 診断は負荷試験が基本であるが、実施医療施設に限りがある。
 - 専門医のネットワーク等で専門医の紹介を行ったり、地域における診断の確定に関する手順など専門委員会で検討したりする。
 - 3) 食物アレルギー症状の約10%がアナフィラキシーショックを起こす。
 - エピペンの取り扱いを含めて、市町村の委員会等で地域特性を勘案した緊急時の対応マニュアルを策定し、その中にエピペンの取り扱いについても、地域での統一見解を掲載する。

いずれにしても、市町村における保育所での健康安全に関わる協議会等（園児の健

康および安全を考える場) を設け、その中にアレルギーの専門委員会を設置し、嘱託医及び主治医を対象とした研修会の企画、および保護者に対する啓発などを検討する。また、個々の保育所での対応困難事例なども指導・支援して安全に対応できるように管理する。

2 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表の活用

このような課題から、保育所と保護者、嘱託医等が共通理解の下に、一人ひとりの症状等を正しく把握し、アレルギー疾患の乳幼児に対する取り組みを進めるために、このガイドラインでは、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（以下、管理指導表という）を提示する。

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(案) (気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎)				提出日 平成__年__月__日	
名前		男・女 平成__年__月__日生(歳 __ヶ月)		組	
気管支喘息 (あり・なし)	病型・治療 A. 重症度分類(治療内容を考慮した) C. 急性発作治療薬 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型 B. 長期管理薬 1. ステロイド吸入薬 薬形: 投与量(日): 2. ロイコトリン受容体拮抗薬 3. DSGC吸入薬 4. ベータ2刺激薬 内服 貼付薬 5. その他()	保育所での生活上の留意点 A. 薬品に関する留意点 1. とくになし(通常管理のみ) 2. 保護者と相談し決定 3. 保護者と相談 B. 食物に関する留意点 1. とくになし 2. 食物アレルギー管理指導表参照 C. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物への反応が強い場合ため可 動物名() D. 外遊び、運動に関する配慮 1. とくになし 2. 保護者と相談し決定	保護者 電話: 医師名: 医師機関名: 記載日 年 月 日 医師名 医師機関		
	病型・治療 A. 重症度のみやす(厚生労働科学研究費) 1. 軽症 面頬に問わず、軽度の皮疹のみみられる 2. 中等症 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる 3. 重症 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる 4. 重症度 強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる ※軽度の皮疹 軽度の炎症、乾燥、皸皸、痒み、掻痒、尋常性疣状皮膚炎 ※強い炎症を伴う皮疹 紅斑、丘疹、びらん、浸潤、豆腐化などを伴う病変 B-1. 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(プロピピタキ) 3. 保湿剤 4. その他() B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他() C. 食物アレルギーの合併 1. あり 2. なし	保育所での生活上の留意点 A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での浴 C. 発汗後 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. 動物との接触 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物のアレルギーが強い場合ため可 動物名() D. その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医師機関		
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	病型・治療 A. 病型 1. 過剰性アレルギー性接触皮炎 2. 多形性アレルギー性接触皮炎(花柳瘡) 3. 尋常性カタル 4. アトピー性接触皮炎 5. その他() B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()	保育所での生活上の留意点 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医師機関		
	病型・治療 A. 病型 1. 過剰性アレルギー性接触皮炎 2. 多形性アレルギー性接触皮炎(花柳瘡) 3. 尋常性カタル 4. アトピー性接触皮炎 5. その他() B. 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()	保育所での生活上の留意点 A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールの入水不可 B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 C. その他の配慮・管理事項(自由記載)	記載日 年 月 日 医師名 医師機関		

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(案) (アレルギー性鼻炎・食物アレルギー・アナフィラキシー)				提出日 平成__年__月__日	
名前		男・女 平成__年__月__日生(歳 __ヶ月)		組	
食物アレルギー (あり・なし)	病型・治療 A. 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他 (新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他) B. アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因) 2. その他 (薬物・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー) C. 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ビーナッツ 《 》 5. 大豆 《 》 6. コメ 《 》 7. ナッツ類 《 》 (すべて・クルミ・アーモンド) 8. 甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 9. 軟体動物・貝類 《 》 (すべて・イクラ・タコ・ホタテ・アサリ) 10. 魚卵 《 》 (すべて・イクラ・タコ) 11. 魚類 《 》 (すべて・サケ・サケ) 12. 肉類 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉) 13. 果物類 《 》 (キウイ・バナナ) 14. その他 《 》 *...類などは括弧内の該当するものに○をするか具体的に記載 D. 緊急時に備えた処方箋 1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン0.15mg) 3. その他()	保育所での生活上の留意点 A. 給食・離乳食 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. アレルギー用調整粉乳 1. 下要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は括弧内に記載 ミルフィーユ・ニューMA-1・MA-100・ペパティエ エレメンタルフォーミュラ その他() C. 食物・食材を扱う活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 D. 除去食品で摂取可能なもの 病型・治療のCで除去の標に摂取可能なものに○ 1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 4. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 5. コメ: コメ油 6. ナッツ類: かつおだし・いりこだし 7. 魚卵: エキス 8. 肉類: エキス E. 自由記載欄	保護者 電話: 医師名: 医師機関名: 記載日 年 月 日 医師名 医師機関		
	病型・治療 A. 病型 1. 過剰性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 3. 全年性アレルギー性鼻炎 4. その他() B. 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. その他()	保育所での生活上の留意点 A. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 B. その他の配慮・管理事項	記載日 年 月 日 医師名 医師機関		

<生活管理指導表の活用について>

管理指導表は、アレルギー疾患と診断された園児が、保育所の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限って作成する。以下に、生活管理指導表の活用の流れを示す。

アレルギー疾患を持つこどもの把握

- ・入園面接時に、アレルギーについて保育所での配慮が必要な場合、申し出てもらう。
- ・健康診断や保護者からの申請により、子どもの状況を把握する。

保護者へ生活管理指導表の配付

- ・アレルギー疾患と診断された場合、保護者からの申し出により、配付する。

医師による生活管理指導表の記入

- ・主治医、アレルギー専門医に生活管理指導表を記載してもらう。
(保護者は保育所の状況を医師に説明する)
- ・保護者は、必要であれば、その他資料等を保育所に提出する。

保護者との面談

- ・保育所での生活や食事の具体的な取り組みについて、園長や囑託医、看護師、栄養士、調理員等と保護者が協議して対応を決める。

保育所内職員による共通理解

- ・実施計画書等を作成し、子どもの状況、保育所での対応（緊急時等）について職員が共通理解する。
- ・保育所内で定期的に取り組みにおける状況報告等を行う。

生活管理表の見直し

- ・1年に1回、見直しを行う